

# 安全配慮義務高度化への教員養成・教員研修用教材およびプログラムの開発 —大分県立高校生熱中症死亡「求償権」判決をもとに

新福 悦郎<sup>1</sup>・蜂須賀 洋一<sup>2</sup>・萩原 和孝<sup>3</sup>

## Development of teaching materials and programs for teacher training and training to enhance the duty of care for safety - Based on the judgment of Oita Prefectural High School Student Heat Stroke Death "Right to Compensation"

Etsuro SHIMPUKU (Ishinomaki Senshu University), Yoichi HACHISUGA (Johetsu University of Education), Kazutaka HAGIHARA (Daiichi Institute of Technology)

### 1. はじめに

本研究の目的は、より高度な「安全配慮義務」<sup>1</sup>の観点から学校災害に関する損害賠償請求判決書を分析し、安全配慮義務としての学校教師の対応を抽出し、教員養成および教員研修用の教材開発・プログラム開発を行うことである。

2019年、大川小学校津波被害訴訟高裁判決が確定した。この判決では、津波被害について予見可能性を認め、危機管理マニュアルを事前に改訂するなどしていれば犠牲は避けられたと結論づけた。この判決は、自然災害に対して学校側に児童生徒の安全を事前に準備する安全確保義務があるとした。これは、安全配慮義務について、これまで以上に高いレベルの知識や経験を持って学校教師は対応すべきことを指摘するものである。この判決では、2009年に施行された学校保健安全法を根拠に、これまでの安全配慮義務の事前の安全確保取り組みの重要性を、安全確保義務として明確にした。

2017年には大分県立高校生熱中症死亡福岡高裁判決が出された。大分県立高校の剣道部顧問であった教師は、熱中症対策をとらず、体罰・暴言を含む不適切な指導を行い、「重過失」が認定された。公務員がその職務において他人に損害を加えた場合は、国家賠償法第1条1項により、国や地

方公共団体が賠償責任を負うが、本事例では、第1条2項の「求償権」にもとづき、顧問教師個人が賠償責任を負うと判示された。佐々木(2018)は、学校教育における法化現象に伴い、自治体等による教員の個人責任を追及する傾向が強まっていると指摘する<sup>2</sup>。このような事案をふまえると、学校教師には、その責務として、高度な安全配慮義務の自覚が求められていると考える。

本論では、大分県立高校生熱中症死亡福岡高裁判決を取り上げる。本判決は、前記した求償権について、本格的に学校教育における教育活動での教員の重過失を認定したものである。本論では、教員養成・教員研修の視点から求償権を分析し、教材開発・プログラム開発について具体的に提示する。

これまで、民事裁判の判決書に注目した学校教育に関する研究については、優れた蓄積がある。梅野正信は、法と人権、安全配慮義務の視点から論じてきた<sup>3</sup>。また、坂田仰や黒川雅子は、教育法規や判例との関連から学校教育の対応の在り方を研究してきた<sup>4</sup>。喜多明人、舟木正文らは、子どもの人権尊重の視点から学校教育のあり方を法的に論じてきた<sup>5</sup>。

しかしながら、安全配慮義務高度化の観点から学校安全全般をとらえなおす論考は少なく、これ

<sup>1</sup>石巻専修大学人間学部人間教育学科

<sup>2</sup>上越教育大学

<sup>3</sup>第一工科大学

まで、原田敬三<sup>6</sup>や緒方章宏<sup>7</sup>の研究などが散見されるほどである。特に上記の大川小学校津波被害訴訟高裁判決確定後の安全配慮義務と学校教育の関連に関する研究は蓄積が少なく、安全配慮義務高度化の観点からの学校安全の研究は今後の課題となっている。

本論が取り上げる大分県立高校生熱中症死亡福岡高裁「求償権」判決については、これまで教員養成や教員研修のために教材開発やプログラム開発の例は一部しか見られず<sup>8</sup>、より一層の研究の蓄積が求められている。

## 2. 求償権についての考察

求償権については、国家賠償法1条2項に関連する。

1条1項では公務員の不法行為と賠償責任について規定されており、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と記されている。これは、公務員が「故意又は過失によって」他人に損害を与えた場合、国又は公共団体が賠償する責任を負うことを示している。つまり、公立学校で公務員によって事故・事件が起きた場合、教育公務員個人ではなく、都道府県立学校であればその都道府県が、市区町村立学校であれば市区町村の公共団体が賠償責任を負うことを示している。最高裁判決（1955年4月19日判決）では、不法行為を行った公務員に対して直接の損害賠償請求はできないと判示し、基本的には国又は地方公共団体が賠償責任を負うことになっている。

1条2項においては、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」とあり、ここに求償権が規定されている。

では、この求償権はどのような時に適用されるのか。条文から分かるように、「故意又は重大な過失」があつた場合である。つまり「重過失」と認められるときに、賠償する責にある国又は公共団体は、その公務員に求償権を請求することができる。「重過失」については、最高裁判決（昭和32年7月9日判決）では、「通常に要求される程度の

注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過したようなほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」と定義されている。

それでは、学校教育関連で教師が求償権訴訟の対象となった判決はどのようなものがあるのか。下記の4つを挙げるができる。

- ①横浜市立小学校体罰傷害事件（横浜地裁判決平成14年6月26日）『判例地方自治』241号47頁
- ②大阪・堺市立中学校体罰事件（大阪地裁堺支部平成23年8月9日判決）
- ③大分県教育委員会事件上告審判決（最高裁判決平成29年9月15日）『判例時報』2366号3頁
- ④大分県立高校生熱中症死亡判決地裁判決（平成28年12月22日大分地裁判決）  
高裁判決（平成29年10月2日福岡高裁判決）

①については、市立小学校の教諭が叱責行為により故意に児童に損害を与えたため、市が示談により被害者に賠償金を支払ったところ、住民が市は当該教諭に対して求償権を行使すべきであるとして住民訴訟を提起した事案である。

②については、住民訴訟ではなく、市が直接に求償権行使を求めた裁判である。この裁判で教師は「両手で髪をつかみ、壁に押しつけ、後頭部を壁に数回打ちつけ、頬を数回張り、頭を数回叩き、右手で髪の毛を押さえつけながら、左手拳で腹部を十数回叩き、左手に持ったボトル缶で顔や頭を数回叩き、右手で口を10回ほど叩き、左手で腹部を2、3回叩き、髪の毛を両手でつかんで左に押し倒し、床にうつぶせにさせ、右膝で後頭部を押さえ、頭を床に打ち、わき腹を叩くなどの行為を行ったとされた」事案である。生徒はその翌日から翌年1月17日まで不登校となっている。

堺支部は堺市側が損害賠償請求訴訟によって原告に支払った131万円の同額を教師に支払うように命じた。教師側の控訴がなかったために、教師への求償権が初めて認められた事案となった。

③については、従前から小中学校教員採用試験

において、県教委幹部職員に対し、選考における総合点以外の要素を加味してほしい旨の働きかけがあり、それに同調した県教委幹部が同試験における不透明な選考過程を許容したことに対して、不合格となった者らが損害賠償請求を行い、和解によって総額 9045 万円の損害賠償金を支払うこととなった事案である。大分県教育委員会は不正に関与した者らに求償することを決定した。

④については、求償権行使懈怠違法確認等請求事件である。本研究では、この事例に焦点化して取り上げる。詳細は後記するが、この裁判については、『季刊教育法』（2017）で特集として取り上げられている<sup>7</sup>。その中で、小野田は「…今後の学校や教師の安全配慮義務とその程度のあり方をめぐって、一石を投じた重要なものである」と述べている。まさしく安全配慮義務高度化について取り上げる裁判事例としては適切ではないかと考えた。

### 3. 安全配慮義務重過失としての求償権

本論が取り上げる大分県立高校生熱中症死亡「求償権」判決（福岡高裁 平成 29 年 10 月 2 日判決）の概要は次の通りである。

「県立高校剣道部の生徒が同校剣道場での練習中に熱射病（重度の熱中症）を発症し死亡したという事件につき、県及び市に対し、同生徒の両親に損害賠償金を支払うよう命じる判決が確定したところ、同部の顧問教員 2 名に対して国家賠償法 1 条 2 項に基づく求償がされていないという事案において顧問教員の内 1 名については、注意義務違反の程度は重大であり、その注意を甚だしく欠いたとして重過失があったとされたが、1 名については、注意義務違反の程度が重大とまでは認められず重過失があったとはいえないとされ、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 3 号及び 4 号に基づく請求が、前者については認容され、後者については棄却された事例。」（D1-Law.com 判例体系 要旨の一部より）

上記の概要にあるように、「注意義務違反の程度は重大であり、その注意を甚だしく欠いたとして重過失があったとされた」と説明されている。

つまり、本裁判では、重過失として、顧問教師の「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」を具体的に示している事例であるといえる。

まず、重過失の具体的場面について次のように事実認定している。

「顧問 a は、上記のように意識障害の発現としての異常行動を示していた c に対し、あろうことか、『演技するな。』などと述べながら、c の右部分を左足裏で蹴り、ふらつき倒れた c の頬を叩き、さらに、立ち上がったものの壁に額を打ち付けて出血し、再び倒れた c に対し、その身体の上にもたがり、c の異変を察知して近づこうとした b に対して、『演技じゃけん、心配せんでいい。』などとこれを制止し、c に対し、『演技じゃろうが。』などと言いながら、10 回程度、その頬を激しく平手打ちにしているものであり、その後、ようやく練習を終了させ、c に水分を取らせ、午前 11 時 55 分頃から、応急措置として保冷剤で冷やすとともに、大型扇風機を c に近付かせるなどしていたものの、しばらくした後、c が嘔吐するなどした様子を見て、午後 0 時 19 分頃になってようやく救急車の出動を要請したというのである。このように顧問 a は、熱射病を疑わせる症状が次々とみられ、体温を下げるのができずに時間が経過すれば、死亡する危険が高いといえる状態に至っていた c に対し、その症状を正確に把握せず、直ちに救急車を要請し、その到着までの間、体温を下げるため適切な措置を取らなかったばかりか、熱中症を疑い、これを確認しようとする b の対応を妨げているのである。」

上記の事実認定をもとに、重過失について裁判官は次のように判示している。

「熱射病による意識障害、したがって熱射病自体を疑うべき事態であるにもかかわらず、また、熱射病ではないと断定する合理的な事情はないにもかかわらず、これを演技だと決めつけて指導を続けたというのであるから、生徒の安全確保を図るべき教諭の立場にありながら、生徒の状況を見守ることなく、また、僅かな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったの

にそれをするともなくいたのであって、自らの職務上の立場において負うべき注意義務の内容範囲に照らして、重大な過失があるといわざるを得ない。]

本判決では、教師の重過失として、「生徒の安全確保を図るべき教諭の立場にありながら、生徒の状況を見守ることなく、また僅かな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったそれをするともなくいた」と判示している。「僅かな注意」とは、具体的には、「その健康状態、体調に注意を向けて、生命、身体の安全確保を優先的に図るべき立場」として「体調はどうか。熱中症の兆しはないか」といった観察や確認をすること」などである。

この重過失としての不適切な指導について、小野田（2017）は、「普通的能力と判断力を備えた教師が、普通のことに注意を払ってさえすれば、過失があつて事故が起きたとしても求償権までは絶対に行かない。」と解説する<sup>9</sup>。

本事例では、非合理的な判断で、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」での指導を行っていた。このことを知ることで、「普通のことに注意を払う」重要性を認識できると考える。つまり、求償権に関する裁判の事例は、教師が安全配慮義務を意識した「普通の教育活動」の重要性を改めて示すものだと考えられる。

これは、教師としての資質能力としてそれまで研修等で培われ蓄積されてきた知識・理解そして思考・判断能力を機能させて教育活動を行っていたら、求償権として請求されることはないことを示している。

#### 4. 求償権に関する安全配慮義務を教員養成・教員研修として学ぶ必要性

求償権を学習することについては、現場教員の教育活動の萎縮を招くのではないか。また、教員養成においては、教員志望の学生減少につながるのではないかという批判が予想される。しかし、教師として日々の教育活動における安全配慮義務に関連する法的知識として理解しておくことが大切であり、教育活動の萎縮、教員志望学生の減少という不安感からこの学びを避けることは本末転

倒であると考え。安全配慮義務について、教師は今後さらに深い知識と認識を持って学んでいく必要があり、教育活動や実践の場面で常に意識しながら取り組んでいく必要がある。さらに、不適切な指導が最終的に求償権という形で賠償請求される可能性があることを理解しておく必要がある。

本論における大分県立高校生熱中症死亡「求償権」判決から、何を学ぶことができるのか。

何よりも教師として学校教育活動における安全配慮義務の重要性を学ぶことが可能となる。教師は、安全配慮義務がどのようなものなのかを判決書の事実を通して、正確な知識を確実に理解し、認識することが可能となる。

さらに、その学んだ知識を知識として把握するだけでなく、教育における専門家として実際の教育現場で実行し、行動に移す必要がある。教師は学校現場で起こる様々な事象に対して、子どもたちが安全安心して学校生活を過ごしていくために、法的な視点で考えていく必要があることを学ぶことができる。

判決書の内容を通して求償権の条件となる「故意および重過失」とはどのようなことを指すのかを理解することで、教員としての専門性を高め、資質能力を育てることが可能となるであろう。

#### 5. 求償権の学びを可能にする教材開発

教材開発にあたって、事実認定および裁判官の判断においては、大分県立高校生熱中症死亡判決地裁判決（平成28年12月22日大分地裁判決）をベースにして、高裁判決（平成29年10月2日福岡高裁判決）に基づいて修正した。原告・被告の主張はすべて削除し、事実認定と裁判官の判断をもとにして作成した。ただし、本判決においては、救急措置をした病院側の過失も争点の一つとなっているが、求償権の学びにおいて、混乱を招く可能性もあるために、その争点については割愛している。

(1) 開発した教材の一部（事実認定の部分のみを掲載）

福岡高等裁判所 平成29年10月2日判決

【裁判所の判断】

1) 本件剣道部は、平成 21 年 8 月 10 日から同月 13 日まで、4 日間の夏合宿を行い、同月 14 日から同月 16 日までを休養日として、翌 17 日に練習を再開することとなっていた。

ところが、部員にインフルエンザ罹患の可能性が判明したことから、同月 18 日から同月 20 日まで部員全員が自宅待機となった。

同月 21 日より練習が再開されたものの、この日は、顧問 a らの立会いはなく、c が顧問 a から受けていた指示に従って、午後 3 時から午後 5 時までの間、部員のみによる自主練習が行われた。

なお、本件剣道部の男子部員は、同月 30 日開催の秋季高校剣道大会に出場予定であった。

2) 本件事故当日、剣道場において、午前 9 時より練習を開始した。当日の練習参加者は、c を含む部員ら 8 名（うち女子 2 名）と、顧問 a、さらに 15 分ほど遅れて参加した副顧問の b であった。本件当時、剣道場の出入口の戸及び全ての窓を全開にした上で、剣道場の壁際に設置した大型扇風機 3 台を最大風量、首振り稼働させていた。

部員らは、体操、素振り及び足さばきを行い、午前 9 時 30 分頃からは、前進、後退等の足運びの練習を行ったが、これらは胴と垂れを着けるが面及び小手を付けずに行われるものであった。

その後、部員らは、午前 9 時 55 分頃から午前 10 時 25 分頃までの間、顧問 a の指示で休憩を取ることとなり、c もスポーツドリンクを飲んだ。

3) 午前 10 時 25 分頃、練習が再開され、顧問 a は、部員らに防具（面）を付けさせ、大きく行う面打ち、大きくゆっくり行う切り返し、大きく速く行う切り返し、一息の切り返し（息継ぎをせずに行う切り返し）といった練習を行わせたが、その途中、適宜、練習を中断させ、指導を行うことがあった。

顧問 a は、上記のように、一息の切り返しにおいては、息継ぎをせずに行わなければならないところ、c が息継ぎをしているなどとして、注意、指導し、c にのみ何度か一息の切り返しの練習を追加して行わせ、集合させた他の部員 7 名にその可否を判定させることとした。そして、顧問 a は、2 年生の男子部員 1 名が合格とする判定をしたのに対し、『どこがよかったというんだ。』と怒鳴り、

座っていたパイプ椅子を左前方に投げた（上記パイプ椅子は床に落ち、誰にも当たっていない。）

4) そして、午前 11 時頃から打ち込み稽古が行われた。打ち込み稽古は、まず、1 対 1（打つ側 4 人、元立ち 4 人。「元立ち」とは打ち込み稽古の受け手を指す。）で行う 4 人元立ちによる大技の打ち込みから開始したが、顧問 a は、その途中、c の発声に問題があるとして集合をかけ、その際、c の面の突き垂れを上げ、c の顎の近辺を叩くなどした。

その後、打ち込み稽古は、5 対 3（打つ側 5 人、元立ち 3 人）で行う 3 人元立ちによるものとなり、その後、6 対 2（打つ側 6 人、元立ち 2 人）で行う小技の 2 人元立ち女子部員 2 人が元立ちによるものになった。このような打ち込み稽古の途中、体調不良を訴え、嘔吐しにトイレに行く者もいるなど、少なくとも、部員らが認識し得る程度の体調不良者が c 以外に 2 名。c を含む残った 3 名の部員が打つ側となる、3 対 1（打つ側 3 人、元立ち 1 人）で行う 1 人元立ちによる打ち込み稽古に至った。そして、c 以外の 2 人も数回程度打ち込みを行う間に合格し、最終的に c1 人が残り、顧問 a は他の部員らにその可否を判定させたが、合格と判定されず、そのため、c は、他の部員よりも数回多くの打ち込み稽古をすることとなった。

c は、その打ち込み稽古における最後の面打ちについて、小技でしなげなければならないところを大技で、かつ腕を絞らずに（絞れずに）打ち込んだため、元立ちをしていた女子部員が頭を押さえ込んだ。そして、これに対し、顧問 a は、「演技じゃろうが。」などと述べながら、c の右胴付近を左足裏で蹴り、c は、一旦は踏みとどまったものの、ふらついて倒れた。他の部員が c に対しコップで水を掛けると、c は、面や胴をはぎとるように外すとともに、自らの太腿付近を両手で叩き始めた。

顧問 a が、c の頬を叩き、c は再び立ち上がったが、c は、ふらふらと剣道場内の女子部室の方へ歩いていき、壁に額を打ち付けて倒れた。この時、c は頭部から出血する傷を負った。

顧問 a は、倒れた c の上にまたがり、駆け寄ってきた b に対し、「b 先生、これは演技じゃけん、心配せんでいい。」「これが熱中症の症状じゃないことは俺は知っている。」「演技じゃろうが。」な

## 安全配慮義務高度化への教員養成・教員研修用教材およびプログラムの開発

どと述べながら、往復ビンタのように10回程度cの頬を激しく平手打ちした。なお、この時点で、午前11時55分頃となっており、練習再開から1時間半程度は経過していたが、この間、顧問aらが部員に面を取って水分補給及び休憩させることはなかった。

5) 顧問aは、他の部員らの練習を終了させるとともに、bや部員らと協力し、cに水分を摂らせ、頭部の傷を拭き、応急措置として保冷剤でcの額、頸部、脇の下、腿の付け根を冷やすとともに、大型扇風機をcに近づけて、風を当てたりした。しかし、その後、cは、飲ませたものを吐き出すなど嘔吐し、顧問aが「おまえもう無理なんか。」「救急車呼ぶんか。」などと声をかけたのに対しても、応じなかった。顧問aは、cのそのような様子を見て、午後0時19分頃、救急車の出動を要請し、午後0時24分頃、救急車がP高校に到着した。cは救急車に乗せられ、顧問aもこれに同乗した。

P消防署の救急出動記録票及び傷病者搬送記録表には、救急搬入当時のcの状態について、体温37.1度、意識レベルJCS200傷病の程度として重症の熱中症であると記載されている。P病院搬入当時のNの体温は39.3度、全身状態不良、意識レベルは半昏睡から昏迷であった。同病院医師であるe(以下「e医師」という。)による医療行為を受けたが、同日搬送から約6時間が経過した午後6時50分頃、死亡した(以下、以上の出来事を「本件事故」という)。同月23日、病理解剖がなされ、cの死亡原因は熱射病とされた。

6) なお、本件当日のP市の気温は、午前10時10分の時点で30度に達し、午後1時頃まで、30度前後で推移しており、剣道場の環境等からすれば、剣道場内の気温はそれ以上に達していた可能性がある。

### 6. 授業(研修)デザインプログラムプラン

上記の開発した教材をもとにして、教員養成および教員研修用の授業(研修)デザインプログラムプランを作成した。

導入では熱中症の症状や対応についての理解を中心に示し、安全配慮義務のある教師は具体的に熱中症防止のためにどのような取り組みが必要なのかについて具体的に学ぶ場を準備した。

教員研修においては、この場面で実際の指導において経験した熱中症対策について振り返る機会とする。

#### (1) 導入

熱中症の危険性はよく耳にするが、熱中症とはどのような症状を言うのだろうか。

「熱中症は「暑熱環境にさらされた」状況下での様々な体調不良の総称です。軽症の場合には「立ちくらみ」や「こむら返り」など、重症になると「全身の倦怠感」、「脱力」、「意識障害」などの症状が現れ、最悪の場合には死亡することもあります。」

「熱中症は、暑い時期にだけ発生すると考えられがちですが、スポーツなど、体を動かしている時には体(筋肉)が熱を発生するため、熱中症の危険がより高まります。体が暑さに慣れていない時期(夏の初め頃や梅雨の合間など)に急に暑くなった日や、湿度が高く風の弱い蒸し暑い日にスポーツをすると、気温があまり高くなくても熱中症にかかる危険性があります。」

\*文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(令和6年4月)を参考にする。

具体的にはどのような症状があるのか。

「熱中症は症状等に応じてⅠ度・熱失神、熱けいれん、Ⅱ度・熱疲労、Ⅲ度・熱射病(重症)に分類され、熱射病に関し「足がもつれる・ふらつく・転倒する、突然座り込む・立ち上がれない、応答が鈍い、意識がもうろうとしている、言動が不自然など少しでも意識障害ある場合には、熱射病を疑う」、その場合には、すぐに救急車を要請し、同時に救急車到着までの間、積極的に体を冷やすなどの応急手当を行うこととされ、迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がる」

(文部科学省平成21年6月26日付けの「熱中症事故等の防止について(依頼)」を参考にして説明する。

教師は熱中症予防のためにどのような対応をしたらよいのでしょうか。

これまでの夏期部活動中の熱中症に関する判決書では、熱中症予防のために次のような安全配慮義務の内容が判事されている。

- ①部活動が行われた日の環境はどうか。
- ②暑さに少しずつならしていたかどうか。
- ③環境にあわせて練習内容や量はどうか。
- ④休憩や給水はどれぐらいとっていたか。
- ⑤生徒の体力差、体格差、性格等を考えていたかという面である。名古屋地裁判一宮支部判決（平成19年9月26日、判例時報1997号）

#### (2) 展開1

事例として大分県立高校生熱中症死亡「求償権」判決 判決書教材を読んでみよう。

（全員で判決書を読む）

・判決書に記された事実からどのようなことを感じ考えたか。

#### (3) 展開2

・下記の①～④についてグループで議論し、発表し、全員で分析検討する。特に③については、判決書には示されていないものであり、このデザインの中心的な発問となるものである。予想されるものとしては、スポーツ等において、勝利至上主義に陥った場合に、科学的な根拠ではなく、根性や忍耐などを求める指導が最悪の事態を生んでしまうことなどが議論のまとめとして、出ることを期待する。

- ①熱中症で死亡したこの事件はだれにどのような責任があるのか。
- ②顧問aは一般的な過失以上に、「重過失」を認められた。どのようなところが重過失なのか。
- ③顧問aのような「重過失」は、どのような状況の場合に生まれてしまうと考えられるか。
- ④副顧問bはどのような対応をすべきだったのか。

たのか。

#### (4) 展開3

・判決書にある裁判官の判断を読む。

「重過失」と判断される教師の対応の問題性は何か。

（安全配慮義務違反、文科省のガイドラインとは正反対な対応で、重大な注意義務違反など）

- ・安全配慮義務の説明。
- ・国家賠償法1条1項の説明。
- ・国家賠償法1条2項の説明。—「求償権」についての説明。
- ・「求償権」が実際に行使された事例は少ない。教師の教育活動を萎縮させてしまう可能性がある。この判決はついに教師の重過失を認めた。

#### (5) 終結1

求償権を認めた大分県立高校生熱中症死亡「求償権」判決から教師として学ぶべきことは何か。 グループ→発表

#### (6) 終結2

まとめの感想を書く。終わらない場合はリフレクションペーパーとして課題とし、提出する。

### 7. 本研究の成果と課題

本研究は最終的に教材開発とデザインプログラム開発を目的としている。デザインの段階として期待されることは、まず、どのような行為が求償権に関連する重過失となるのか、具体的な事例を通して知ることができると考えられる。同時に、学校教師の熱中症に対応する安全配慮義務について、必要とされる具体的な内容を学ぶことができる。さらに、自分が教師という権力者であるという意識を持ち、加害者にならないための方策を考える機会となりうる。この判決書教材では、教師aが剣道部における顧問として、いかに権力者であるかを再確認させてくれる。そのことを忘れて

## 安全配慮義務高度化への教員養成・教員研修用教材およびプログラムの開発

しまったときに権力者としての凶暴さが指導の名のもとに発露してしまう恐れがある。そこには児童生徒たちの生命と安全を守るという教師としての最大の義務が抜け落ちてしまっている。

以上が、本研究を通じて開発した教材とデザインプログラムの意義である。ただし、デザインプログラムプランに沿って、開発した判決書教材を活用した実践を行い、学習効果を実践的に検証する必要があるという大きな課題が残されている。その際に、次の観点から分析する必要がある。

- ①安全配慮義務がどのようなものなのかを理解し、認識したか。
- ②安全配慮義務に関して学んだ知識を教育における専門家として実際の教育現場で実行し、行動に移そうとする意志や決意が見られるか。
- ③学校現場で起こる様々な事象に対して、子どもたちが安全で、また安心して学校生活を過ごしていくための、法的な視点の考察が見られるか。
- ④求償権の条件となる「故意および重過失」とはどのようなことを指すのかを理解しているか。

上記4つの観点から感想文記述などを分析分類することで、本研究の成果が確認できることであろう。

### <謝辞>

本研究は「安全配慮義務高度化に対応した学校安全の研究—判決書教材によるプログラム開発」(科研費 22K02263 基盤研究 C 研究代表者新福悦郎)の成果の一部です。

### <主要参考文献>

- 入澤充「部活顧問の法的責任を追った求償権訴訟—一部活動指導者の行き過ぎた行為について一石を投じた判決の検討—」『季刊教育法』193, 2017, pp.6-13
- 羽田真「学校事故の国家賠償と「重過失」がある教師個人への求償」『季刊教育法』193, 2017, pp.35-42
- 内田良「暴力は『教育』か—工藤剣太さんの裁判から考える」『季刊教育法』193, 2017, pp.50-57
- 藤枝律子「住民訴訟による学校事故における教員の個人責任の追及と求償権の行使—大分熱中症死亡事故における求償権行使懈怠確認請求事件(大分地裁平成28.12.22判決)を素材に一」三重短期大学『三重法経』150, 2018, pp.21-36

下井康史「自治体の求償権行使(国家賠償法1条2項)について—求償制限に関する大分県教育委員会事件最判の分析から得られる留意点」『都市問題』2019年2月号, pp.75-83

長谷川福造「公務員に対する求償権行使における重過失要件の検討」『日本法学』84巻第1号, 2018, pp.203-226

萩原和孝「教職員に求められるパワー・ハラスメント防止の意識と対策」『第一工科大学教職課程研究紀要』2023年2月号(通巻7号), 2023年2月, pp.34-50

采女博文「いじめ裁判と安全配慮義務・報告義務」鹿児島大学法学論集 39-1, 2005, pp.59-126

采女博文「学校のいじめをめぐる安全配慮義務:安全な学校の創出」『鹿児島大学法 71 1 学論集』49-2, 2015, pp.149-193

蜂須賀洋一「気をつけたい教師の不適切な言動や対応—学校裁判事例から—」、『月刊生徒指導』52(8), pp.19-23

梅野正信「裁判判決で学ぶ日本の人権」(明石書店)2006

梅野正信『教育管理職のための法常識講座』(上越教育大学出版会)2015

新福悦郎『いじめ問題関係判決書の教材開発といじめ授業』(専修大学出版)2018

新福悦郎・蜂須賀洋一・萩原和孝など『安全学習の総合的研究—判決書教材活用によるプログラム化と授業開発—』(2017-2020年度 科学研究費補助金基盤研究(C) 課題番号17K04877 報告書)

### <脚注>

<sup>1</sup> 最高裁 1987(昭和62)年2月6日判決「学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危機から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導するには、事故の発生を防止するために十分な措置を講ずるべき注意義務がある」、その他、東京高裁 1994(平成6)年5月20日判決など

<sup>2</sup> 佐々木幸寿「学校法務と教員個人の法的責任—公立学校における、損害賠償請求と訴訟保険の加入状況の視点から」、『東京学芸大学教職大学院年報』7, 2019, pp.1-8

<sup>3</sup> 梅野正信『実践いじめ授業』(2001, エイデル研究所), 『教育管理職のための法常識講座』(2015, 上越教育大学出版会)など

<sup>4</sup> 坂田仰・黒川雅子『事例で学ぶ学校の法律問題』(2014, 教育開発研究所)など

<sup>5</sup> 喜多・橋本・舟木・森『解説学校安全基準』(2008, 不

磨書店) など

<sup>6</sup> 原田敬三「子どもの安心に教育をうける権利と指導上の安全配慮のポイント」(季刊教育法(151)2006-12, pp.20-25)

<sup>7</sup> 緒方章宏「学校のスポーツ部活動における安全配慮義務」(安全教育学研究3(1), pp.3-9, 2003-03)

<sup>8</sup> 佐々木幸寿『教育裁判事例集』2022, pp.131-133, 学文社

<sup>9</sup> 小野田正利「モンスター・ペアレント論を超えて 教師個人への求償権訴訟(中)」『内外教育』2017年7月14日